

平成 30 年度

事業計画並びに収入支出予算書

社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会

平成 30 年度 逗子市社会福祉協議会 事業推進方針

2018（平成 30 年）4 月施行の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進に当たって、地域住民や社会福祉に関わる者は、福祉サービスを必要とする人のみならず、その世帯が抱える福祉、介護、医療、住まい、就労や教育に関する課題や、日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での課題（地域生活課題）を把握し、関係機関との連携等によりその解決を図るよう留意することとされました。

地域で暮らす住民自身が「支え手」「受け手」の関係を超えて、「我が事」として参画し互いに支え合いながら、世代や分野を超えて「丸ごと」つながり自分らしく活躍できる地域社会づくり、いわゆる地域共生社会づくりが必要とされています。

平成 30 年度の逗子市社会福祉協議会においては、平成 30 年度の逗子市財政対策への対応を考慮しながら、逗子の特性にあわせた地域共生社会づくりに寄与できるよう、住民主体の地域福祉活動の推進を中軸とし、以下の重点事業をもって、各種課題解決を推進してまいります。

平成 30 年度重点事業

1 総合相談支援体制の強化

- ・地域生活課題の把握と解決のため、総合相談支援体制を強化するとともに、生活困窮者自立相談支援事業、家計相談支援事業、日常生活自立支援事業、地域包括支援センター事業を連動させ、関係機関との連携等により解決が図られる体制強化を継続します。

2 地域における支え合いの仕組みづくり

- ・地域安心生活サポート事業でのお互いさまサポーターの更なる活躍の場づくりを目指し、既存の事業とあわせ、高齢者・障がいのある方を含む様々な方々の介護予防・健康づくり・生きがいづくりを日常生活圏域で実践します。
- ・住民自治協議会・自治会町内会とともに住民福祉活動の普及向上と、ふれあい創生圏をイメージした空家・空き店舗の利活用を通し、きめ細かい福祉のアンテナ作りを展開します。
- ・さくら貝サービス事業所における訪問介護事業・居宅介護支援事業・障害福祉サービス事業とフレンドリーヘルパー派遣事業を連携させ、生活支援サービスの担い手層を厚くします。

3 福祉の人材育成活動

- ・地域における介護人材不足解消のため、介護職員初任者研修を実施するとともに、生活支援サービス担い手養成研修を企画し、専門的な福祉人材育成を強化します。
- ・地域共生社会づくりの実現にむけた意識の醸成として、小中学生を含む住民全体に向けた福祉教育及び福祉活動の担い手育成を強化します。

4 法人運営体制の強化

- ・社協の収入不足への対応を検討し、新規事業企画立案を含む、運営体制を改善します。
- ・活動の見える化を多様な媒体で進め、市民に身近な活動として認知されるよう広報・啓発します。

実 施 計 画

逗子市が取り組む逗子市福祉プランの理念「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」という将来像を実現するために策定された2015年度(平成27年度)から2022年度(平成34年度)までの8年間における地域福祉計画のもと、平成30年度においては、次のとおり事業に取り組みます。

法人運営部門

1 法人運営事業

(1) 理事会・評議員会・監事会・苦情解決第三者委員会・部会、評議員選任・解任委員会

① 理事会

法人運営・経営、事業推進の方針に基づく円滑な執行をするとともに、担当理事制による部門ごとの課題を提起し、逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画及び第四次逗子市社協強化計画の推進を図る。

② 評議員会

理事会の方針を受け、社協の議決機関として機能するとともに、社協の課題を共有し、法人運営、地域福祉推進事業への積極的な取り組みを行う。

③ 監事会

法人の財務状況、事業の運営状況を監査するとともに、会計専門家による監査機能の充実を図る。

④ 苦情解決第三者委員会

社協の事業に対し、寄せられた苦情等に対応するため、第三者委員会において、適切な対応を行う。

⑤ 部 会

担当理事・評議員で構成する部会を開催し、事務局とともに諸課題の解決策を見出し、課題解決に向けた新たな部会の設置検討も行う。

ア 法人運営部会

法人運営及び財政課題等の課題解決を図る。

イ 地域福祉活動計画部会

逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画の遂行と各地区の地域福祉活動の充実を図る。

逗子市避難行動要支援者避難支援計画との連携推進を図る。

⑥ 評議員選任・解任委員会

評議員の選出について審議・決議する。

(2) 研 修

① 役員等研修

理事・監事・評議員の機能強化を図るため、福祉の動向を的確に捉え、事業運営に反映させるための研修を行い、研鑽に努める。

② 職員研修

職員のスキルアップと専門性向上のため、県社協等が開催する各種研修への参加促進を図るとともに、研修内容のフィードバックを積極的に行い、日常業務に反映させる。

(3) 社協会員数の拡大

市民の社協活動への理解と参加促進を図り、会員数の拡大を図る。特に、会員制に対する市民の理解を得るため、会費の使途や活用方法等の情報提供、会員制度のあり方などについて検討し、自治会町内会や逗子市民生委員児童委員協議会及び協力員の協力を得ながら募集活動を実施する。また、団体賛助会員については、寄付金控除など会員の特典についても周知を図る。

- | | | |
|----------|----|--------|
| ① 個人会員 | 一口 | 500円 |
| ② 団体会員 | 一口 | 5,000円 |
| ③ 団体賛助会員 | 一口 | 5,000円 |

2 企画広報事業

(1) 企 画

① 第四次逗子市社協強化計画の実施

ア 重点事業の実施

第四次逗子市社協強化計画で示した「各種小地域福祉活動の強化」と「総合相談の仕組みづくり」を行う。

イ 「職員全体会」の開催

効率的な課題解決及び職員の意識強化・課題解決・情報共有のため、「職員全体会」を開催する。

ウ 計画の進行管理

第四次逗子市社協強化計画の円滑な遂行を目指し、法人運営部会が中心となり、計画の進行管理を行う。

(新) ② 第五次逗子市社協強化計画の策定

策定委員会を設け、第五次逗子市社協強化計画を策定する。

③ 福祉功労者の表彰

地域福祉の推進に功労顕著な市民や福祉団体及び施設職員等に対し、表彰及び感謝の顕彰を行う。

④ ミエルカプロジェクト

社協の見える化の推進と会員・寄付の拡大を推進する。

⑤ お互いさまボールペンの販売

地域福祉への寄付となるボールペンを作製し、普及啓発に努める。

⑥ 市民協働事業の支援

様々な地域福祉の課題解決のため、下記プロジェクト等の支援を行う。

ア 地域福祉ネットワーク「逗子人ねっと」

民間の地域福祉のネットワーク形成、福祉情報の収集・共有・発信を行う。あわせて「福祉協力店」とも連携し、異分野交流及び幅広いネットワーク構築を検討する。

イ 多文化共生プロジェクト

国籍や性別、障がいなど様々な違いを持った方々が地域で支え合う体制づくりを検討する。

ウ ふくし×かんきょうプロジェクト

ゴミ減量の取り組み協力とあわせ、関わりやすい福祉活動を検討する。

エ みんなでプロジェクト（障がいのある方の生きがい支援）

障がいのある方の生きがいづくりや健康づくりの場を検討する。

オ ふくし×ITプロジェクト

ITの活用による生活向上の検討とコミュニケーションの場づくりを行う。

カ オレンジプロジェクト

認知症啓発、子ども虐待防止の啓発の取り組みを行う。

(2) 広 報

① 社協ガイドブックの作成

社協の各種事業等を掲載した「社協ガイドブック」を作成し、市民の理解を深める。

② 広報紙「さくら貝」の発行

広報紙「さくら貝」の掲載内容の充実を努め、月1回発行し、配布する

③ ホームページ・SNS（facebook・twitter等）

ホームページ等のインターネット情報媒体を活用し、社協の活動をより効果的に提供する。

地域福祉活動推進部門

1 地域福祉推進事業

(1) 逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画の推進

地域福祉計画を含む福祉分野の5つの個別計画の基幹計画として、推進している「逗子市福祉プラン」の理念に基づき、「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」の実現を目指す。

- ① 地域における支え合いのネットワークづくり
- ② 小学校区等、エリアごとの地域福祉活動体制づくり
(住民自治協議会の動向を見ながらの連携体制づくり)
- ③ 地域の福祉力の向上
- ④ 専門機関との連携により支援へつながる仕組みづくり

(新) (2) 逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画の改定

8年計画の前期最終年度にあたり、これまでの進行具合を確認し策定(改訂)する。

(3) 地域安心生活サポート事業

支援が必要な方々を対象に、地域の中でお互いさまサポーター(ボランティア)を募集し、各地域で主体的に進められるよう、地域特性に応じた仕組みづくりを拡充する。

① 地域住民福祉活動の仕組みづくり

地域特性にあった地域住民福祉活動の仕組みを次の活動からつくり出す。

- ・見守り活動：市防災安全課及び逗子市避難行動要支援者避難支援計画の情報を活用し、支援マップ作成により要支援者の情報共有を図り、体制整備を行う。
- ・簡単なニーズ活動：電球の付け替え・物の移動など日常生活の支援
- ・福祉のまちづくり応援事業：自治会町内会等におけるサロンづくりや防犯・防災・環境等のニーズに対して、解決へのサポートを行う。

② 地域ごとの住民福祉活動の仕組みづくり及び支援

地域包括支援センターの日常生活圏域や小学校区域及び民生委員児童委員協議会区域など、区域ごとの小地域福祉の仕組みづくりと活動を行う。また、集会への参加等で困りごとをタイムリーに解決するよう支援を行う。

(4) 生活支援・介護予防サービス体制整備事業(逗子市からの受託事業)

生活支援コーディネーターが、地域資源の把握・開発、ネットワーク構築、ニーズ対応活動を通じて、多様な地域資源を活用しながら、生活支援・介護予

防に係るサービスの体制整備を図る。

(5) 障がい福祉事業

① 手話奉仕員養成講習会の開催

聴覚障がい者福祉への理解を広げることを目的として、初めて手話を学ぶ方を対象に入門課程の講習会を逗葉ろうあ協会の協力を得て、葉山町社会福祉協議会と共催で開催する。

(6) 児童福祉・子育て支援事業

① 体験学習施設親子スペース等に係る事業（逗子市からの受託事業）

体験学習施設の一部運営を行う。

ア 親子遊びの場運営事業

・乳幼児プレイルームの運営

母親の活動拠点オープンスペース、子育てサークル活動等へのスペース貸出（占有利用）を行う。

・プレイルームの運営

未就園児の親子連れが自由に訪れ、遊べる場「ほっとスペース」を運営する。

・市民協働型事業の運営

「プレイリヤカー」、「陽だまりサークル」等を開催し、市民交流や市民協働型の事業を展開する。

イ カフェ事業

通常のカフェとしての運営のほか、様々な市民活動や市民交流を促す場としての企画「スマイルキッチン」、「ちょこっとライブ」、「ちょこっとマルシェ」等の開催をする。

ウ 情報事業

逗子での子育てが楽しく充実し、意欲的に取り組めることや、孤立せずに子育てできること、また、市外の子育て世代に逗子市の子育てをPRすることを目的として、逗子市子育てポータルサイトの地域情報や、子育て総合情報・応援紙「陽だまり」などの媒体を作成する。

エ 子育てネットワーク会議

子育てグループ、子育て世代間などの交流や情報交換などを通して、逗子市の子育てポータルサイトや子育て環境の改善、充実につなげる。

② イベント保育サポーター派遣事業（一部逗子市からの受託事業）

市内で開催される講演会・会議・催し物等の場において、乳幼児の一時保育（託児）を行い、子育て中の方に対する子育て支援、社会参加を推進する。

(7) お元気確認サービス事業

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等を対象に、平日の朝に電話等でお元気確認を行い、ご家族等指定連絡先に報告を行う。

2 助成事業

(1) 助成

福祉関係団体やボランティア団体に対して、助成金交付審査会の審査を経た上で助成金を交付し、活動の支援を行う。

- ① 各種福祉関係団体活動支援
- ② ボランティア団体活動支援

3 ボランティアセンター事業

(1) ボランティア活動事業

市関係セクション、ボランティア関係団体などとの連携を通して、ボランティア活動事業を充実させ、相談機能・コーディネート機能・啓発機能を強化する。

① ボランティアセンターの運営

ボランティアセンター運営委員会を開催し、相談・コーディネートの運営方針を協議し、事業内容を検討する。

② ボランティア相談員のコーディネート機能の強化

ボランティア相談員は、これまでの需給調整機能に加え、地域や個人の課題設定とその解決に向けた取り組み提案ができるよう能力の向上を図る。

③ ボランティアの育成支援

登録ボランティアの育成及び活動支援に努め、また、ボランティア講座を開催し、当事者理解の啓発やボランティア活動の担い手・社会資源の開発に努める。

④ ボランティア村の開催

例年開催される逗子市民まつりの会場の一角に、逗子市ボランティア連絡協議会と連携して開催する。

- ・ 社協活動・ボランティア連絡協議会のPR
- ・ 共同募金への理解と協力

(2) 災害対応事業（逗子市からの一部受託事業※受託名称…地域福祉推進事業）

逗子市が計画する避難行動要援護者避難支援計画に推進・協力するとともに、逗子市災害救援ボランティアセンター設置運営訓練の開催や各地域における防

災の取り組みの協力・支援を行う。

(3) 福祉教育推進事業（逗子市からの一部受託事業※受託名称…地域福祉推進事業）

小中学校等と連携し、大人を含め、福祉教育及び活動・実践の機会等を充実させることにより福祉への関心を高め、地域福祉活動の担い手育成へつなげる。

中高生のボランティア体験プログラム「サマースクール」の実施及び小中学校における「福祉学習」の協力・調整を行う。

「福祉教育チーム」を組織し、「福祉教育セミナー」の開催及び地域・学校に対する福祉教育アプローチを検討する。また、中学生に対して他者理解・自己理解の視点から「こころプロジェクトチーム」による授業実践を行う。

また、地域住民の活動が、円満に課題解決へつながるような技術の習得を目的として、「コミュニティソーシャルワーク基礎研修」を開催する。

自立支援事業部門

1 総合相談支援プロジェクト

社協事務局全職員がワンストップで相談を受け止め、適切なアセスメントと支援のコーディネートを図りながら、個別支援と地域支援の課題解決を目指す。

2 日常生活自立支援事業（神奈川県社協からの受託事業）

(1) 逗子あんしんセンター

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が低下してきている方を対象に、地域の中で安心した生活ができるよう支援することを目的として、次のサービスを実施する。

- ① 福祉サービス利用援助
- ② 日常金銭管理サービス
- ③ 書類等預かりサービス
- ④ 権利擁護相談
- ⑤ 弁護士による法律相談

3 成年後見事業

(1) 法人後見事業

判断能力の不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等の権利擁護を図るため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等、身上監護を中心とした日常生活支援を成年後見人等として実施する。また、成年後見制度の普及や円滑

な推進のため相談支援の強化、弁護士・司法書士など専門職とのネットワークを運営する。

- ① 法定後見業務
- ② 成年後見事業に関連する業務
 - ・ 成年後見制度に関する相談や申立支援
 - ・ 専門職との連携ネットワークの構築
 - ・ 成年後見制度の普及啓発

4 生活困窮者自立相談支援事業（逗子市からの受託事業）

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制へつなぐことにより、生活困窮者の自立を促進することを目的とした自立相談支援を展開する。

(2) 生活困窮者支援ネットワークの運営

逗子市内の社会福祉法人との連絡会議を開催し、生活困窮者自立支援事業の現状理解と、定期的な食糧支援・就労体験等の場の確保、その他の支援策を検討し、具体的な支援のネットワークづくりを進める。

(新) (3) フードドライブ事業の検討・運営推進

食糧支援について市民・団体等との協働を目指し、検討を進めると共に具体的な支援方策の確立を目指す。

5 家計相談支援事業（生活困窮者自立支援法による任意事業：逗子市からの受託事業）

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者ととともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計管理能力を高め、早期に生活が再生されることを自立相談支援事業と連携し展開する。

6 生活支援事業

(1) 資金貸付事業

① 生活福祉資金貸付（神奈川県社協からの受託事業）

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と民生委員児童委員との連携による相談援助により、経済的な自立や生活意欲の助長、社会参加の促進を図り、安定した生活をするができるよう援助する。

また、総合支援資金について、ハローワーク、逗子市との連携により相談援助、資金の貸付を行う。

② たすけあい資金貸付

緊急時及び止むを得ない事情で、貸付を必要とする市民を対象に、一時的な生活費等の貸付を行い、民生委員児童委員や市生活保護担当ケースワーカーとの連携により、自立支援を目指す。

(2) 生活援護事業

① 災害援護

火災・風水害等の罹災世帯に対し、見舞金を支給する。

② 交通遺児援護

神奈川県社協の補助事業として、交通遺児世帯に小中学校入学等に際し、祝い金を支給する。

7 フレンドリーヘルパー派遣事業

市内在住の高齢者等でご家族の支援が十分に受けられない状態にある方や乳幼児を子育て中の方で、一時的又は継続的に家事支援等を必要とする方を対象に、社協会員の互助事業として、日常の家事援助サービス等を実施する。また、ヘルパー養成研修を実施し、ヘルパー育成・確保に努める。

8 居宅介護等事業

(1) ハンディキャブ運行事業（逗子市からの受託事業）

市内在住の障がい者（下肢・体幹機能障がい1～3級の身体障害者手帳の交付を受けている方）で車イスを利用している方又は要介護認定2以上の寝たきり高齢者等を対象として、各医療機関への通院、入退院、一時帰宅や福祉施設への入退所、親族等の冠婚葬祭、地方公共団体や障がい者団体等が実施する事業への参加等の際の移動手段を確保し、生活圏の拡大と社会参加の促進を図ることを目的として実施する。

(2) 家族介護者支援事業

家族介護者教室の開催（逗子市からの受託事業）

日頃、在宅で家族を介護している方を対象に、家族介護者教室の開催により、介護に必要な知識・技術の習得及び相互交流を行う。（年4回）

(3) 介護予防普及啓発・地域活動支援事業（逗子市からの受託事業）

介護予防を目的としたふれあいサロン等において、体操指導や音楽指導等の予防講座への講師派遣、運営方法について総合的なコーディネートを行う。また、地域において自発的に介護予防に資する活動を行っている団体の育成支援を行う。

9 さくら貝サービス事業所

さくら貝サービス事業所の移転統合により職場環境及びサービス向上と法人運営体制の強化を図る。

(1) 居宅介護支援事業（介護保険事業）〈さくら貝サービス事業所〉

要介護認定者が可能な限り居宅において、個々の能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的として、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるようにマネジメントを行う。

逗子市、葉山町合同のケアマネジメント適正化推進事業への積極的参加をし、自らの質の向上に努める。

(2) 居宅訪問介護サービス事業（介護保険事業）〈さくら貝サービス事業所〉

要介護認定者の入浴、排泄、食事の介助をはじめ、その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とし、可能な限り居宅において個々の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護サービス計画に従い、身体介護及び生活援助サービスを行う。

新たに創設される介護予防・日常生活支援総合事業へ取り組み、地域の高齢者の自助力の向上や介護予防へのサービスを行う。

(3) 障害者総合支援事業〈さくら貝サービス事業所〉

① 障がい福祉サービス

障害者総合支援法に基づく居宅介護事業及び重度訪問介護事業に伴う身体介護、家事援助及び通院介助サービスを実施する。

② 移動支援サービス

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の登録事業所として屋外での移動に困難がある障がい者について、地域での自立生活及び社会参加が円滑にできるよう外出時における移動介助サービスを適切に行う。

(4) 生活支援事業〈さくら貝サービス事業所〉

① ひとり暮らし高齢者訪問事業（逗子市からの受託事業）

おおむね 65 歳以上の単身高齢者世帯を訪問し、心身の状態並びにその生活状況及び家族状況の実態を把握するとともに、生活上、介護上の相談及び助言等を行う。

② 逗子市養育支援訪問事業（逗子市からの受託事業）

子育て中で支援が必要な世帯に対して、逗子市からの依頼のもと家事援助等を行う。

(5) 介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー 2 級研修）

職員が講師となり、地域の介護保険事業所の協力を得て介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー 2 級研修）を開催し、地域の介護人材（ホームヘルパー）の育成と確保を図る。

10 地域包括支援センター（逗子市からの受託事業）

逗子市の運営方針に沿い、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう地域包括ケアシステムの構築を目指し、各関係機関及び社協内各種事業と連携し、事業展開を図る。

(1) 総合相談・支援業務

地域において安心して生活できるための相談支援機関として、市や関係機関等と連携を密にし、様々な相談について、総合的に対応できる体制を構築する。また、地域の独居高齢者等の心身状況や家庭環境等についての実態把握を訪問等により行い、早期に対応する。

(2) 権利擁護業務

権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者に対し、逗子市、地域生活支援係、逗子市民生委員児童委員協議会などとの連携を図りながら権利侵害の予防や対応を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

介護支援専門員に対する個別支援を行うとともに、「ケアマネサロン」の開催やZケアネット等と連携し、研修企画実施などを行う。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者に対するケアマネジメント、チェックリストの実施、介護予防の啓発等を行う。

(5) 認知症に関する取り組み

関係機関と連携し、認知症高齢者のケアマネジメント支援を行う。また、地域住民が認知症の正しい知識や接し方を理解し、できる範囲で認知症の人やその家族を支援する「認知症サポーター」の養成を行う。家族介護者支援のために「おれんじカフェ」（認知症カフェ）を企画、運営する。

(6) 予防給付ケアマネジメント業務

要支援者に対するケアマネジメントを各関係機関と連携のもと行う。

(7) 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議を実施し、地域包括ケアシステムを補完する。

(8) 生活支援コーディネーター（第2層）業務

地域の様々な課題を抱える高齢者に対して、多様な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図る。

その他

1 逗子市福祉会館管理運営事業（逗子市からの受託事業）

(1) 福祉会館の運営

福祉会館の指定管理者としての運営管理を適切に行う。また、福祉会館を利用する諸団体との合同避難訓練を開催し、災害時対応も強化する。

(2) 健康づくりプログラムの実施

「ウェルカム福祉会館」をスローガンとし、以下の健康づくりプログラムを市民と協働し、健康づくり・介護予防の拠点として運営する。

- ①認知症予防運動コグニサイズ教室
- ②ラジオ体操
- ③健康体幹体操
- ④健康麻雀教室
- ⑤健康うたごえ教室
- ⑥健康顔ヨガ教室
- ⑦スマホ・タブレット・パソコンサロン

2 基金等運営事業

(1) あゆむ銀行の運営

社協に寄付のあった金品を、寄付者の主旨に沿い適正な配分等を行う。また、ペットボトルキャップを回収し、逗子市のゼロウェイストの取り組みに貢献する。

(2) 福祉基金の運営

福祉基金の適正・効果的な運用を図るとともに、基金果実を地域福祉事業の財源として活用する。

3 福祉機器等貸出

地域福祉活動の推進のため、各種団体等にテント・机・イス・綿菓子機・ポップコーン機、印刷機、車イス、もちつきセット等の貸出を行う。

4 社会福祉実習生の受け入れ

福祉人材の育成を目的に、近隣大学等からの依頼による実習生を受け入れる。

5 駐車場管理運営事業

社協の自主財源の確保や財政基盤を強化するために、小坪海浜地駐車場での月極駐車場の管理運営を行う。

6 その他

神奈川県共同募金会逗子市支会の事務局を担う。

平成30年度廃止（中止）事業

- ・逗子市敬老会
- ・理事監事評議員職員情報交換会
- ・職員全体会